

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国立公園」の箇所には当該国立公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海城公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- (5) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。
- (6) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「掘採（採取）跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (10) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。